



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

【新規応募者用】

令和3年度

福島県奨学資金《震災特例採用》

奨学生募集案内

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

◆対象者 ※1年生以外の学年の方も応募できます。

- ・保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校生（高等課程）、特別支援学校高等部の生徒
- ・勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒
- ・原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下（※）であること。

※所得金額：総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額（目安：父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合785万円以下、給与所得者以外の場合330万円以下）

- ① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

◆貸与月額

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学扱い

◆貸与期間 令和3年4月～令和4年3月

◆貸与方法

採用決定後、年2回（令和3年9月末と令和4年1月末）に分けて奨学生本人の口座に振込み

◆利 子 無利子

◆保 証 人 連帯保証人1名（原則保護者）

◆返 還

卒業から6ヶ月経過後より7～8年間で返還
ただし、卒業後の奨学生本人の年収が300万円以下の場合は願出により、最大5年まで返還を猶予することができます。（卒業した学校種にかかわらず同じ基準）

また、卒業から5年経過後も年収300万円以下の場合は願出により返還義務を免除します。

◆申込方法

願書に必要書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。申込み手続き等については、学校へお問い合わせください。

◆申込締切

・学校への申込締切

令和3年 月 日（ ）

・学校から県教委への提出締切

令和3年7月30日（金）必着